

都市・環境常任委員会

(平成25年6月28日)

川村幸康委員長

こんにちは。

ただいまから、都市・環境常任委員会を開催させていただきます。

実は、急遽、6月定例会議最終日の終わったときのこの時間の集まりになったのは、従来、議会から充て職で、市営住宅入居者選考委員会に委員を出しておりました。その中で、合理化も含めてやっておったんですけれども、議員政策研究会の中で、市営住宅入居者選考委員会には参画しないという決定の中で、今回初めてのこういう形をとらせていただいたのは、実は、5月7日付で各派代表者会議で、必要に応じての判断基準というのを出されております。

軽微なものは報告を行わない、判断が難しいものについては、所管の常任委員会の正副委員長に判断を委ねると。それから、1、2以外のものについては所管の常任委員会に報告する。それから4番目に、常任委員から説明を求めた場合は、所管の常任委員会に報告する。それで5番目に、常任委員会に報告された審議会等の協議内容について、全議員に報告すべきと所管の常任委員会が判断した場合は、全議員に対して説明を行うと、この五つの必要に応じての判断基準が示されておるんですけれども、実はこの上に、もう一つ足らんだろう、きのうの代表者会議で指摘したんですけれども、時期をいつにするかというの判断基準がなかなか決め事をしていなかったものですから、所管の市営住宅課のほうと都市整備部のほうとしても、総務部の総務課がこの所管の充て職でいかないことに対して、全部を取りまとめて、総務課でやりとりをやっていたらしいんですね。

ここで、きのうの各派代表者会議でも改めて少し確認したんですけれども、窓口は総務課だけでも、原課が扱うんやで、原課が、まずは所管の常任委員長に開催時期と開催の内容をまず伝えてもらおうと。その上で私が判断できることは判断すると。

今回の件でも、実は、報告をいただいたのがおとといやったんです、このことをどうしましょうって相談を受けたのが。そして、きのう開かれているんですわ、市営住宅入居者選考委員会。それできょうになったわけさ。

私の判断として、内容を少し聞いたときに、これは皆さんに周知しておいたほうがいいんかなと思ったこともあったし、もしもう少し早くわかっておれば、今定例会議の中で説明を求める機会は幾つかあったかなと思うと、議会側も行政側にきちっとそういったこ

との伝えがなかったし、議会としても、それを、時期の詰めだけはしていなかったわけですね。もしこれが早ければ、私が判断して、この間の議会日程の中の委員会の中で説明が受けられ、皆さんから意見を賜って、なおかつ、きのうの市営住宅入居者選考委員会にそれなりの意見が反映もされたかなと思うんですけれども、今回は事後になったことを皆さんに報告して、少し内容のほうを聞きたいと思うんですけれども、何か委員の皆さんでお考えやご意見があれば、どうですか。よろしいですか。そういうことの、まず、きょう急遽開催になったことの説明なんですけど。

よろしいですか。

(なし)

川村幸康委員長

そうしたら、理事者のほうからご説明願います。

伊藤都市整備部長

本会議終了後のお疲れのところ、常任委員会を開催していただき、ありがとうございます。

概要につきましては委員長のほうからご説明いただいたとおりでございますけれども、そもそも、この市営住宅の入居者選考委員会というものでございますが、私ども、年に3回、市営住宅の定期募集を行っております。その定期募集に際して、応募者の資格や抽選方法、募集方法などについて審議をしていただいたり、あるいは、市営住宅入居者の決定に際し、必要な調査及び審議をしていただいて、私ども市のほうにご提言をいただくというふうな選考委員会でございます。

私も、選考委員会での審議をした後ご報告すればいいのだということで勝手に思っておりましたもので、急遽こういうことでご迷惑をおかけしましたことを深くおわびさせていただきます。

詳細につきましては、担当の課長よりご説明させていただきますので、よろしく願い申し上げます。

沢田市営住宅課長

市営住宅課の沢田でございます。よろしくお願いいたします。

お手元に配付させていただきました都市・環境常任委員会資料に基づきまして、昨日開催いたしました第1回市営住宅入居者選考委員会においてご審議いただいた市営住宅定期募集応募者の選考及び抽選会等の内容について……。

川村幸康委員長

ちょっと待ってください。

大体見たらわかるところで、特に議員に説明せなあかんとことを言っていたかと。この後、全体会の会議もまだ控えていますので。手短にわかりやすくよって、まとめてお願いいたします。

沢田市営住宅課長

わかりました。

川村幸康委員長

それと、中継はきょうはしていないということね。

濱瀬議会事務局主事

はい。

川村幸康委員長

6月定例会議会の委員会は、試行的にU S T R E A Mで、ライブで録画しておる。今はしていませんので。

沢田市営住宅課長

申しわけございません。

それでは、資料に基づきましてご説明させていただきます。

それで、1ページ目につきまして、昨日開かれました委員会のご報告の会議概要等をお示しさせていただきます。

そして、2ページから最終8ページまでにつきましては、昨日の資料の抜粋となっております。

ざいます。

その中で、まず1番、会議の概要というところで、1番、委員長、副委員長の選出についてということでございます。

委員長には四日市看護医療大学の東川委員、副委員長には消費者団体代表の中嶋委員が選出されております。なお、委員名簿につきましては、2ページ目に添付させていただいております。

続きまして、2項目めの今回の定期募集応募者の選考及び抽選会についてというところで、3ページをお願いいたします。

一覧表のとおり、応募戸数37戸に対しまして143人の方々の応募がございました。平均の応募倍率といたしましては3.9倍となっております。

それで、今回の応募の特徴といたしましては、ここ最近よく似た傾向ではございますが、大瀬古新町につきましては、今回もやはり1DKが33倍、2DKが24倍と非常に高くなっております。逆に、高齢者世帯向けの坂部が丘団地、若年者向けの高花平団地については、募集戸数に満たない結果となっております。なお、募集戸数に満たない住宅につきましては、4月10日から4月17日までの受け付け期間で2次募集を行うことを委員会でご了承いただいております。

また、公開抽選日の日時でございますが、来月10日午前10時より総合会館8階、視聴覚室において行うことで決定してございます。

続きまして、3項目め、随時団地の入居状況でございますが、4ページをごらんください。

2月から5月までで、入居件数としては7件となっております。5月末現在で入居待ちが20件となっておりますが、年度末でありましたこと、定期募集の空き家修繕等との兼ね合い等もございまして、入居希望の方に対しましてご迷惑をおかけしておりますが、できるだけ早くご希望に沿うよう努めてまいります。

続きまして、4項目め、その他の項になりますが、5ページをごらんください。

市営住宅定期募集入居者決定のための抽選方法についての内規の一部を変更したことについてご報告いたします。

市営住宅定期募集におきましては、入居者を決定するには、基本的には公営住宅法、市営住宅条例等に基づき行っておりますが、住宅に困窮する低額所得者の中でも、障害者、高齢者など、特に居住の安定を確保する必要がある者については、国土交通省より、入居

者選考において優先的に取り扱うよう通達が出されております。これを踏まえまして、本市におきましても、優先抽選方法を明確化するためにこの内規を設けておりまして、抽選において市営住宅への入居を優先する世帯をAランクとし、それ以外の世帯をBランクとしております。

Aランクの世帯については、一般抽選に先立って優先戸数の住宅を優先抽せんし、優先抽せん落選者については、再度、一般抽選に参加できるものとしております。なお、Aランクの世帯は、申し込みが3回目以上となる世帯、障害者世帯、高齢者世帯などとしております。

今回の一部変更につきましては、本年4月1日より、障害者総合支援法に定める障害者福祉サービス等の障害者の範囲に新たに難病患者等が位置づけられました。それに先立ちまして、ことしの2月28日付で国土交通省から、障害者に関して、従来の身体・精神・知的障害者に難病患者等を加える場合においては、障害者総合支援法に基づき交付する障害福祉サービス受給者証や地域相談支援受給者証等で確認するなど、適切な対応をするよう事務連絡が出されました。

このことを踏まえまして、障害者世帯等に、アンダーライン等をしてございます難病患者等の内容を追加し、6月1日付で変更させていただいたことを選考委員会のほうへ報告いたしました。なお、難病患者等の対象疾患一覧は7ページに、国土交通省からの事務連絡につきましては8ページに添付させていただいております。

申しわけございません、1ページにお戻りください。

続きまして、子育て世帯向け募集等につきましては、60歳以上の高齢者のような世帯が市営住宅全体で4割を超えている現状も踏まえまして、若い世帯がより入居しやすい対策についてご意見を伺いました。

委員からは、若い人たちが入居したいと思う住宅にするために、建物などのハード面とサービスなどのソフト面、両面から考えていく必要があるだろうとの意見や、子育てしやすい環境とはどのようなものなのか考えていく必要があるだろうとのご意見をいただきました。

最後になりますが、昨年度より実施いたしております市営住宅の団地視察でございますが、今年度も8月に実施するという事で確認されました。

説明は以上でございます。

川村幸康委員長

ありがとうございました。

何かご質疑、ご質問ありましたら。

三平一良委員

難病患者がつけ加えられたというところで、国土交通省から2月28日に通達があって、ことしの4月1日から施行してあるわけやね。これ、この施行前に議会に報告するというようなことはどうしてしなかったんですか。

諸岡 覚委員

通達があつてすぐに。

伊藤都市整備部長

大変申しわけございません。私どもの気が回らなかったというところでございます。申しわけございません。

川村幸康委員長

よろしいか。まあ、しょうがないわな。

気が回らないという答弁は不適當やで、一つは、やっぱり認識が甘かったということやな、現状認識が。通達が出て、なぜ私がこれをきょう開いたかという、私、一遍、難病の人は見た目にわからんけれども、障害を持っている人と変わらんやないかと。だから、そういった意味でいうと、難病の人もというのは前々からそういうニーズはあったんやわな。それが、ようやく国のほうがそういったことにかじを切ったのに対して、逆に、フィールドを抱えている市のほうがいち早くこれはかじを切って、そういうのも取り入れていくというスタイルが要ったんです。それが、何となくというのは、やっぱりそれは現状認識が甘いということやで、そこは気をつけていただくということかなと思うんやけど。

そういうことでどうですか、三平委員。

三平一良委員

はい。

川村幸康委員長

あと、ほかによろしいですか。

(なし)

川村幸康委員長

最後に、これは全議員に言うておくべきかどうかというのも委員会の中の判断なんやけど、この資料を全議員に配付するということがかえさせてもらう程度でどうかなと思うんだけど。表紙だけ変えて。

(異議なし)

川村幸康委員長

通達は、この2月、何が来ておった、これも含めてな。その辺、都市整備部からそういうことのあるもあつたということを含めて、この資料を全議員に配らせていただきます。

あと、よろしいですか。

(なし)

川村幸康委員長

では、本日の委員会を終了いたします。

ありがとうございました。

14 : 30 閉議